

3月定例会

令和2年3月定例会は、2月25日に招集され14日間の会期で開催されました。
 今定例会に提出された議案は、町長提出25議案と報告1件で、いずれも慎重な審議が行われ、原案どおり可決されました。

また、4名の議員による一般質問、陳情の審議等を行い、3月6日に閉会しました。

議決結果 <<3月定例会>>

賛成=○ 反対=● 欠席=欠 除籍=除

議案25件、報告1件のうち、賛否が分かれた案件は3件でした。議案名中の「横芝光町」と「～について」は、省略表示しています。

議案番号	議案名	議決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
			小倉弘業	森川貴恵	印東彦治	秋鹿幹夫	宮園博香	山崎義貞	越川一雄	庄内賢一	鈴木和彦	鈴木輝男	川島仁	川島富士子	鈴木克征	鈴木唯夫	八角健一	川島勝美
議案第1号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第2号	監査委員条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第4号	附属機関に関する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第6号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第7号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第8号	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第9号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第10号	印鑑条例の一部を改正する条例の制定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第11号	町道路線の認定	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第12号	令和元年度一般会計補正予算(第6号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第13号	令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第14号	令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第15号	令和元年度介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第16号	令和元年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第17号	令和元年度町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第2号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第18号	令和元年度病院事業会計補正予算(第5号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第19号	令和2年度一般会計予算	原案可決	●	●	○	○	●	●	○	●	○	○	○	○		○	○	○
議案第20号	令和2年度国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第21号	令和2年度後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第22号	令和2年度介護保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第23号	令和2年度農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第24号	令和2年度町営東陽食肉センター特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
議案第25号	令和2年度病院事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
報告第1号	専決処分の報告(和解及び損害賠償額の決定)																	

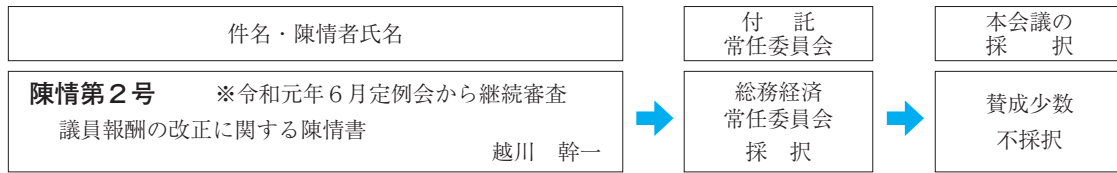
<<会計別予算状況>>

(単位：千円、%)

会計名		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一	一般会計	10,420,000	10,080,000	340,000	3.4
特別会計	国民健康保険特別会計	2,826,000	2,892,000	△66,000	△2.3
	後期高齢者医療特別会計	307,000	281,000	26,000	9.3
	介護保険特別会計	2,522,000	2,392,000	130,000	5.4
	農業集落排水事業特別会計	54,700	57,600	△2,900	△5.0
	東陽食肉センター特別会計	195,000	194,000	1,000	0.5
計		16,324,700	15,896,600	428,100	2.7
病院事業会計					
収	益的収支(3条)				
	病院事業収益	1,693,000	1,653,800	39,200	2.4
	病院事業費用	1,693,000	1,653,800	39,200	2.4
資	本的収支(4条)				
	資本的収入	160,823	277,956	△117,133	△42.1
	資本的支出	201,164	376,075	△174,911	△46.5

陳情 1 件を不採択

3月定例会に提出された陳情1件は、総務経済常任委員会へ付託され審査されました。結果は下記のとおりです。



採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	小倉弘業	森川貴恵	印東彦治	秋鹿幹夫	宮園博香	山崎義貞	越川一雄	庄内賢一	鈴木和彦	鈴木輝男	川島仁	川島富士子	鈴木克征	鈴木唯夫	八角健一	川島勝美
不採択	○	●	●	○	○	●	●	○	●	●	○	○	(注)	●	○	●

賛成=○ 反対=● (注) 議長は議事進行を行うため賛否表明はしません。

総務経済常任委員会で採択も本会議では不採択

横芝光町議会改革特別委員会最終報告

議会改革特別委員会は、「議員定数・議員報酬・政務活動費等」の議会改革に関することについて調査・研究を行うため、議長の諮問により令和元年7月に設置されました。特別委員会は、「議員定数・議員報酬・政務活動費」の3点に検討項目を集約して審議を行い、6回の会議で全会一致をもって取りまとめました。そして全議員に説明をし、議長に次の通り最終報告を行いました。

○議員定数の見直し	
審議結果	議員定数は、現行の16人から2人減員の14人となりました。
理 由	定数の算定に当たっては、議員の職務の重要性を踏まえ、町民の声と県内町村及び全国同規模類似団体の状況を考慮し、大幅な削減を行った場合には、町民の声が届きにくくなるのが懸念されることから、平成31年1月1日現在の本町と類似の全国の12町の議員定数の状況を調査しました。 これを基に算出した議員1人当たりの人口割合の平均は1,728人であり、これを本町の人口22,805人を当てはめると、議員定数は、13,20人となりました。 人口減少が将来も続く状況から本議会として自ら定数を削減すべきと考え、議員定数は、14人が妥当であるとの結論に至りました。

○議員報酬の見直し	
審議結果	議員報酬は、議員・議長・副議長の月額報酬額を、それぞれ30,000円引き上げました。 議長 271,000円を301,000円としました。 副議長 217,000円を247,000円としました。 議員 202,000円を232,000円としました。
理 由	報酬の算定に当たっては、県内町村及び全国同規模類似団体の順位の比較が何れも下から2番に位置付けられる状況です。また、定数を削減することにより、議員活動における負担が増えることと「若い人たちのなり手不足」を改善するため、30,000円の報酬の引き上げが妥当であるとの結論に至りました。

○政務活動費の見直し	
審議結果	政務活動費は、現行の月額20,000円から月額10,000円としました。
理 由	県内町村の政務活動費の状況及び本町の利用状況を勘案し、引き下げが妥当であるとの結論に至りました。

※「議会の議員定数、議員報酬、政務活動費」の見直しについて

- ①全て条例改正等の手続きが必要となります。なお、議員報酬は、横芝光町特別職等報酬審議会での審議を経たうえで条例改正手続きに入ります。これらの条例(案)の可決をもって正式決定されます。
- ②改定時期
 - ・議員定数は、次回の町議会議員選挙(令和5年4月)から
 - ・議員報酬、政務活動費は、次回の町議会議員選挙後(令和5年5月)から

町民から幾度も議員報酬の改正に関する陳情書が提出されました。内容の要旨は①町議会に有能な人材を迎え、活動の専門性を高めるための報酬②議会の調査能力や地域の発展を進める原動力の一翼を担うための報酬③若い人の進出を可能にするための待遇を織り込んだ報酬④千葉県内16町のうち横芝光町は14番目である報酬の引き上げを切望します。という内容でした。それを受け、横芝光町議会改革特別委員会が設置されました。委員会では、見直しを行うにしても現在の経費の総額を下回る

ことを前提に協議が進められました。(内容は左表の横芝光町議会改革特別委員会最終報告のとおりです。)また、委員は、次のとおりです。

・委員長	川島勝美
・副委員長	鈴木唯夫
・委員	八角健一
・委員	川島富士子
・委員	川島仁
・委員	宮園博香
・委員	森川貴恵※

(※令和元年12月27日辞任)

その結果を受け、総務経済常任委員会を開催し、賛成多数で採択されました。なお、総務経済常任委員会委員は、次のとおりです。

・委員長	川島富士子
・副委員長	宮園博香
・委員	八角健一
・委員	鈴木克征
・委員	鈴木和彦
・委員	庄内賢一
・委員	山崎義貞
・委員	小倉弘業

以上のようなことから最終的に本会議に諮られました。不採択となりました。(上表のとおりです。)